

平成26年(厚)第148号(以下「甲事件」という。)

平成26年(厚)第688号(以下「乙事件」という。)

平成27年2月27日裁決

主文

本件各再審査請求をいずれも棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

1 甲事件

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成8年法律第82号。以下「平成8年改正法」という。)附則第16条の規定により、厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた平成8年改正法附則第3条第5項に定める旧国共済法の規定による退職年金(以下、単に「退職年金」という。)の受給権者であったA(以下「亡A」という。)に係る遺族厚生年金を支給しないとした後記第2の1記載の原処分(以下「原処分甲」という。)の取消しを求めるといふことである。

2 乙事件

請求人の再審査請求の趣旨は、亡Aに係る退職年金の未支給分(以下「未支給給付」という。)を支給しないとした後記第2の2記載の原処分(以下「原処分乙」という。)の取消しを求めるといふことである。

第2 事案の概要

1 甲事件

甲事件は、退職年金の受給権者(以下、単に「受給権者」という。)である亡Aが平成〇年〇月〇日に死亡したため、請求人が、事実上の妻であるとして、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)の規定による遺族厚生年金(以下、単に「遺族厚生年金」という。)の裁定を請求したところ、厚生労働大臣は、

平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「厚生年金保険法第59条第1項に該当しないため。請求者が死亡者によって生計を維持されていたものと認められないため。」として、遺族厚生年金を支給しない旨の処分(以下「原処分甲」という。)をしたので、請求人が、原処分甲を不服として〇〇厚生局社会保険審査官(以下「審査官」という。)に対する審査請求を経て、当審査会に対し再審査請求をした事案である。

2 乙事件

乙事件は、受給権者であった亡Aの事実上の妻であるとして、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、厚年法の規定による未支給給付の裁定を請求したところ、厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「請求者が死亡した受給権者によって生計を維持されていたものと認められないため。」という理由で、未支給給付を支給しない旨の処分(以下「原処分乙」という。)をしたため、請求人が、原処分乙を不服として、審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し再審査請求をした事案である。

第3 問題点

1 受給権者が平成9年4月1日以降に死亡した場合、一定条件を満たす遺族に、遺族厚生年金が支給される(平成8年改正法附則第11条第1項、附則第16条第3項及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(平成9年政令第85号)第17条第1項)。

上記遺族が、死亡当時その者によって生計を維持したその者の配偶者(婚姻はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者(内縁の配偶者)を含む(厚年法第3条第2項。以下、婚姻はしていないが事実上婚姻関係にある妻と同様の関係にある者を「内縁の妻」という。))である場合、当該配偶者に遺族厚生年金が支給される(厚年法第58条第1項及び第59条第1項)が、生計維持

関係の認定については、受給権者の死亡の時に、生計同一要件及び収入要件を満たす場合に受給権者と生計維持関係があったものと認定するとされ、生計同一関係の認定に当たっては、生計維持認定対象者が住民票上同一世帯に属していない配偶者である場合は、住所が住民票上異なっているが、① 現に同居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていると認められるとき、② 単身赴任、就学又は病気療養等の止むを得ない事情により住所が住民票上異なっているが、生活費、療養費等の経済的な援助が行われていること及び定期的に音信、訪問が行われていることといった事実が認められ、その事情が消滅したときは、同居をともにし、消費生活上の家計を一つにすると認められるときについては、生計同一関係にある者と認定するとされ、収入要件については、生計維持認定対象者に係る収入に関する認定に当たっては、850万円以上の年間収入又は655万5000円以上の年間所得を将来にわたって有すると認められる以外の者とされている(厚年法第59条第4項、同法施行令第3条の10、「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」平成23年3月23日年発0323第1号厚生労働省年金局長通知(以下「認定基準」という。))。

2 次に、退職年金の未支給給付は、受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき年金給付で、まだその者に支給しなかったものがあるときは、その死亡した者によって生計を維持していた遺族に支給すると規定され(旧国共済法第45条)、その遺族が配偶者の場合は、内縁の妻を含むとされている(旧国共済法第2条)。生計を維持していた者は、死亡当時、その死亡した者と生計を共にしていた者で、将来にわたって850万円以上の収入を有すると認められる者以外のものをいう(旧国共済法施行令第4条、国家公務員共済組合法等の運用方針(昭和34年10月1日蔵計第

2927号)。

第4 当審査会の判断

1 一件記録によれば、次の事実を認定することができる。

(1)～(10) (略)

2 以上の認定事実に基づいて、請求人が亡Aと事実婚関係にある者(厚年法第3条第2項所定の婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者)に該当するかどうかについて検討するに、上記認定基準によれば、事実婚関係にある者とは、いわゆる内縁関係にある者をいうのであり、内縁関係とは、婚姻の届出を欠くが、社会通念上、夫婦としての共同生活と認められる事実関係をいうのであって、そのためには、①当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係を成立させようとする合意があること、②当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係が存在することが必要である。認定基準によれば、事実婚関係及び生計同一関係の認定については、生計同一に関する認定要件の「生計維持認定対象者及び生計同一認定対象者が配偶者及び子である場合」によるものとされているところ、これによると、事実婚関係及び生計同一関係が認められるためには、請求人の住民票上の住所が亡Aと異なっているため、請求人が以下のアまたはイのいずれかに該当する必要がある。

ア 現に同居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていると認められるとき

イ 単身赴任、就学又は病気療養等の止むを得ない事情により住所が住民票上異なっているが、次のような事実が認められ、その事情が消滅したときは、同居を共にし、消費生活上の家計を一つにすると認められるとき

(ア) 生活費、療養費等の経済的な援助が行われていること。

(イ) 定期的に音信、訪問が行われていること。

本件の場合、請求人は、住民票上の住所は異なっているが、平成〇年から亡Aと生活を共にしていた内縁の妻である旨主張するところ、上記アに該当するかを検討すると、亡A及び請求人は、それぞれ持ち家があり、それぞれにおいて自らの祖先を祀っており、それぞれ自分の家の管理をしていたこと、亡Aは請求人宅で朝食をとり、午前10時ごろ亡A自宅に帰り、亡妻Bの仏壇のお供えをしたり、庭の手入れをしたり、掃除や洗濯をし、昼食を自分で作って食べ、ゆっくりしてから午後2時から3時ごろには、請求人宅に帰り、夜は請求人宅で、共に就寝し、食事も共にとるとい生活をしてきたこと、平成〇年〇月ごろから亡Aは、お金の管理をCに託したこと、亡Aは請求人を控除対象配偶者として申告していないこと、などからみると、「現に起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていると認められる」に該当するとみられることは相当ではない。

また、上記イに該当するかといえば、「単身赴任、就学又は病気療養等の止むを得ない事情により住所が住民票上異なっている」わけではなく、「その事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにすると認められる」とはいえない。また、請求人は、亡Aから月5万円（平成〇年〇月からは交通費3万円を含み8万円）の経済的援助があった旨申し立てているが、それを客観的に証明する資料もなく、これらからみると、上記イにも該当するとはいえない。

これらを総合して見ると、亡Aと請求人は、それぞれの家と財産を、それぞれが保持したところでの交際であり、夫婦の共同生活といえるものの実態がなく、将来婚姻する可能性も窺えず、当事者間に、社会通念上、「夫婦の共同生活と認められる事実関係を成立させようとする合意」及び「夫婦の共同生活と認められる事実関係」があるとみることはいえない。

3 そうすると、亡Aと請求人との関係をもって、いわゆる内縁関係と認めることはできないのであって、請求人が亡Aと婚姻はしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者に当たるといことはできず、また、請求人が亡Aによって生計を維持した者に当たるとはいえないから、原処分甲及び原処分乙は妥当であって、これらを取り消すことはできず、本件再審査請求（甲事件及び乙事件）は理由がないから、これらを棄却することとして、主文のとおり裁決する。